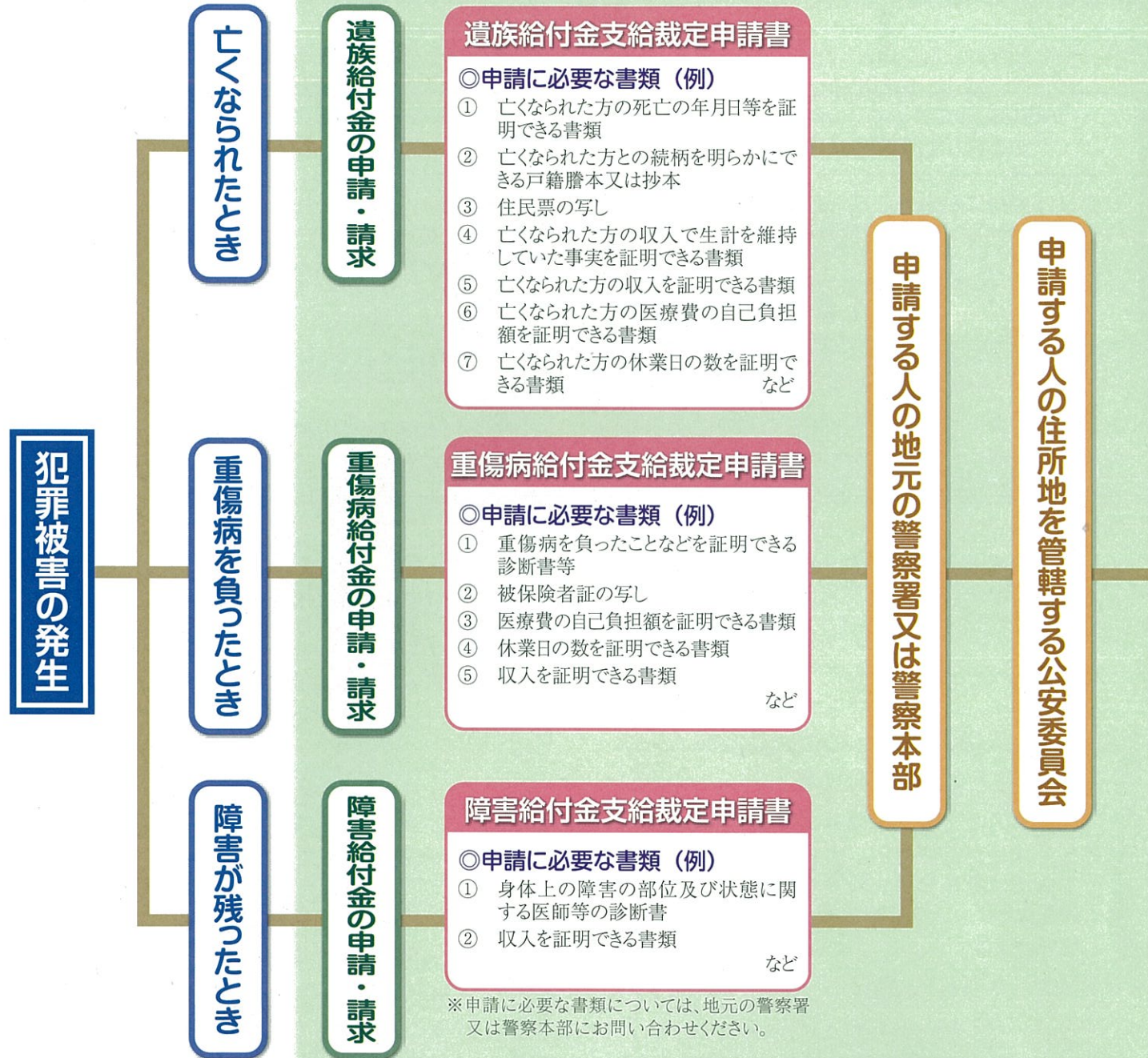


犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ

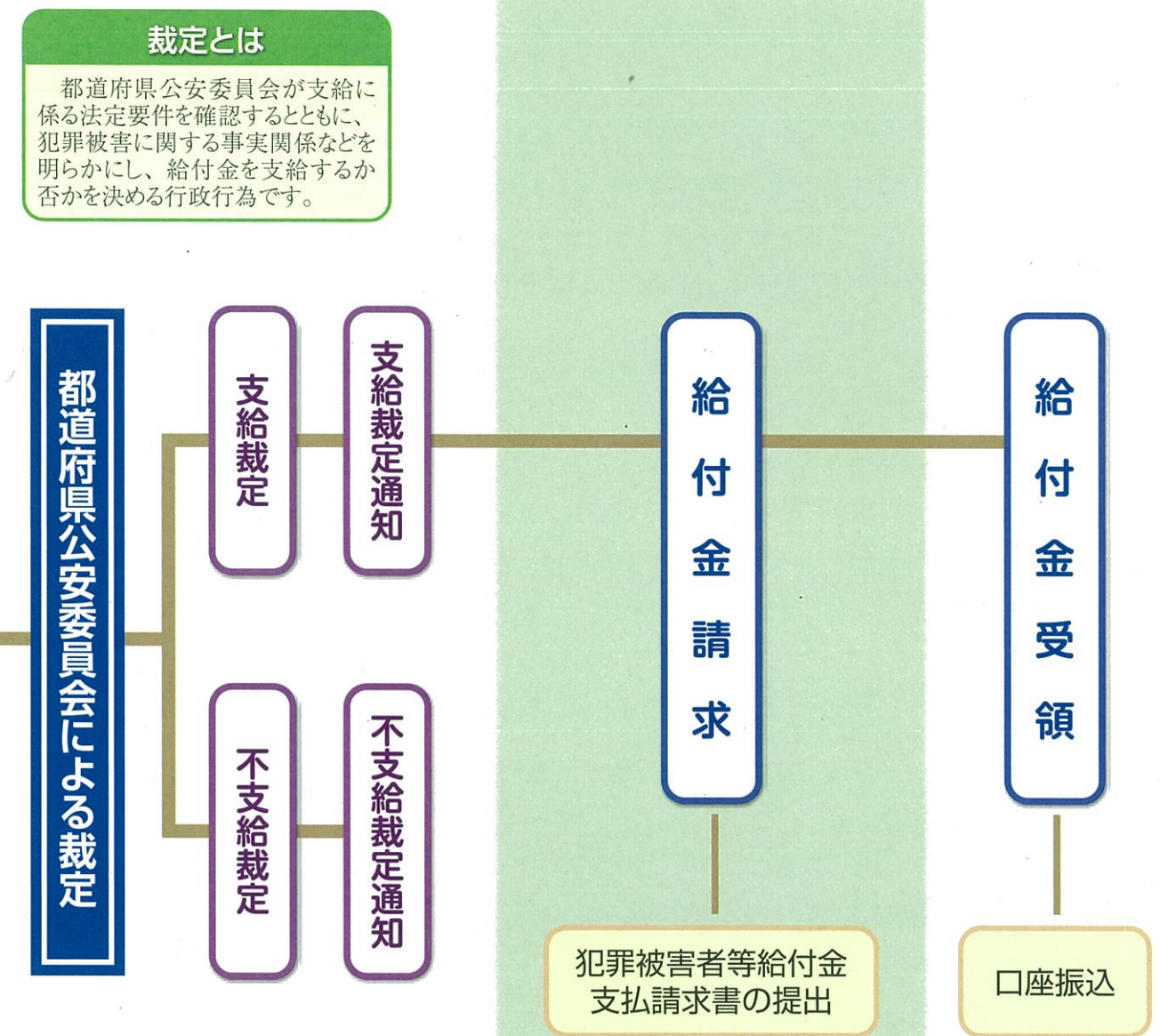
支給裁定申請の手続



申請の期限

犯罪被害者等給付金の支給裁定申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体上の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請をすることができます。

給付金の請求手続



裁定とは

都道府県公安委員会が支給に係る法定要件を確認するとともに、犯罪被害に関する事実関係などを明らかにし、給付金を支給するか否かを定める行政行為です。

審査請求

裁定内容に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会に審査請求をすることができます。

給付金を受ける権利の時効

犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、2年間請求を行わないときには、消滅します。

※平成28年4月1日、改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)が施行されたことに伴い審査請求期間が60日から3か月に延長されました。